

くらしのカレンダー

2/26水赤口	■就学児の一日入学 午後1時 信条小学校 ■就学児の一日入学 午後1時10分 中之島中央小学校 ■納税相談 対象 庶営業・資産税 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館	6木友引	■7ヶ月児健診 対象者 昭和60年6月11日～7月生まれ 午前9時～9時30分受付 会場 中之島村公民館 ■納税相談 対象地区 上通地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 (皇后誕生日)
27木先勝	■二ヵ月児健診 対象者 昭和60年11月・12月生まれ 受付時間 午前9時～9時30分 会場 中之島村公民館 ■納税相談 対象地区 真野代・中条新田第1～第3 午前9時30分～午後3時30分 中之島村農協北部支所	7金先負	■納税相談 対象地区 中通地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 (消防記念日)[建築物防災週間・～13日] [1級技能士全国技能競技大会・～10日]
28金友引	■納税相談 対象地区 下沼・西野・西野新田・三沼地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村農協北部支所	8土仏滅	[金融機関休業日][国際婦人デー]
3/1土先負	[家出少年発見保護活動強化月間・～31日] [冬季アジア競技大会・～8日] [全国緑化強調期間・～5月31日]	9日大安	◎山嘉医院(☎62-0646) ◎石川医院(☎66-2140)
2日仏滅	■村民将棋大会 午前9時開会 中之島村公民館 ◎星野(弘)医院(☎62-0998) ◎寺師医院(☎62-0137) ■納税相談 対象地区 中条地区・中西 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 (ひな祭)[耳の日]	10月友引	■停電 午前9時～午後1時 長呂・島田・宮内下村・関根の全部・宮内の一部
3月大安	■納税相談 対象地区 中之島地区・西高山・六所 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 ■心配ごと相談(行政・人生相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館	11火先負	■3月定例会議(～22日) 午前10時 ■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館
4火赤口	■3歳児健診 対象者 昭和58年1月～3月生まれ 午前9時～9時30分受付 会場 中之島村公民館 ■停電 午前9時～11時 松ヶ崎新田の全部・中条の一部(中条第一・第二・中) ■納税相談 対象地区 中野地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 ■就学児の一日入学 午後1時 上通小学校 ■定期外レントゲン検診 午後1時～2時30分 中之島村役場前	12水仏滅	
5水先勝		13木大安	■一歳児健診 対象者 昭和60年1月～3月生まれ 受付時間 午後2時～2時30分 会場 中之島村公民館

◎利用のために
 ①マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいつでも午前9時から午後5時までです。
 ②マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
 ■マークは行事

桃の花の生産が多いのは、埼玉・群馬、福島、桃の実の生産が多いのは、山梨、福島、長野などです。埼玉県の場合、桃の枝を切って、四日ほど水につけ、その後五～十日くらい保温してつぼみを大きくしてから出荷するそうです。日本では、「花」といえば、桜が代表的ですが、中国では、

桃の花といえは、まず連想するのが三月三日の雛祭り。この日は桃の節句ともいい、桃の花を飾り、白酒で祝います。それで、桃の花は三月に咲くと思われている人がいるので、はないでしょうか。ところが、桃の花が開くのは四月で、日本のはとんどの土地で桜と前後して咲きます。むかし旧暦で雛祭りをやっていたころは、ちよと桃の咲く時期だったので、今では、温室などで特別に早く咲かせたものを飾るわけです。

桃の花



「花」というと、桃かぼたんを指すそうです。中国で美しい装いを、桃李の装い」といったり、平和な別天地を、桃源郷」といったりするのこともうしたことからです。日本でも、岡山県では桃の花を県の花にしていますし、桃の花の中を走る山梨県の桃源郷マラソンは全国的に有名です。また、各地で桃の花見が話題になるなど、桃の花の人気は上昇中のようにです。ところで、三月三日は「耳の日」でもあります。この日が耳の日と決められたのは、三三がみみと読めること、また洋数字の3が耳の形に似ていること、そして、この日が、聾啞研究に尽くしたグラハム・ベルの誕生日でもあるためです。



消防車・救急車の要請・無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報

昭和61年 2月 No.150

合併号

なかのしまおしらせ版 2月 No.35

●編集と発行/新潟県中之島村役場企画課 (☎0258-66-2270)



表紙説明

中之島村消防団が
日本消防協会から
表彰旗を受賞

中之島村消防団(中村一衛団長・団員五九〇名)では、去る二月十日、東京で開催された昭和六十年日本消防協会定例表彰式で、これまでの諸活動等が認められて栄えある表彰旗を受賞(全国で六十九団体・県内は二団体)したことから、この受賞を契機に団員の士気高揚を図るため、二月二十三日、中之島中央小体育館において、表彰旗樹立式を盛大に挙行しました。

おもな内容

- ・所得税の確定申告はお早めに②～⑤
- ・12月定例会議一般質問から⑥～⑧
- ・助役・収入役決まる ⑨
- ・村商工会青年部が全国表彰 ⑩
- ・高山敏和さんが献血で表彰 ⑩
- ・厚生年金の改正 ⑫～⑬
- ・6月1日から児童手当制度改正⑭
- ・村史編さんこぼれ話(その21) ⑮
- ・くらしのカレンダー ⑯

納税相談日程表

日	会場	相談内容
2月24日(月)	中之島村公民館	営庶業・資産税
25日(火)	中之島村公民館	営庶業・資産税
26日(水)	中之島村公民館	営庶業・資産税
27日(木)	中之島村公民館	営庶業・資産税
28日(金)	中之島村公民館	営庶業・資産税
3月3日(月)	中之島村農協北部支所	農業所得(中条地区・中西)
4日(火)	中之島村農協北部支所	農業所得(中之島地区・新田)
5日(水)	中之島村農協北部支所	農業所得(野地区)
6日(木)	中之島村農協北部支所	農業所得(上通地区)
7日(金)	中之島村農協北部支所	農業所得(中通地区)

▶相談時間は、各会場とも午前9時30分から午後3時30分までです。
▶相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日をご利用ください。

りがをしたりして、多額の医療費を支払ったときは、一定の算式により計算した金額を、医療費控除(最高二〇〇万円まで)として所得金額から差し引くことができます。

なお、医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、次のようなものをいいます。

(イ) 医師や歯科医師に支払った診療代
治療代

(ロ) 治療や療養のために、必要な医薬品の購入費

(ハ) 病院や診療所、助産所へ収容されるための費用

(ニ) マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による治療を受けるために支払った施術費



(ホ) 保健婦、看護婦、准看護婦などに対して支払った療養上の世話の費用

(ヘ) 助産婦に対して支払った分べんの介助料

(ト) 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの

※その他、医療費控除の対象になるかどうかは、いろいろなケースがありますので、詳しくは納税相談日等の際にご相談ください。

住宅取得控除

自ら住むために、床面積が四〇平方メートル以上一六五平方メートル以下の住宅を新築したり、購入したり、または既存の住宅(登録免許税の税率の軽減を受けるための要件に該当する住宅)を購入した人で、その年の所得金額が八〇〇万円以下であり、民間の金融機関等から住宅ローンの融資(返済期間十年以上)を受けた人は、次の算式による住宅取得控除額を、三年間にわたって毎年の所得税額から控除することができます。

〔算式〕
住宅ローン等(三〇万円) × 一八% …… 最高一五万円

その他

▼年の途中で退職した後、再就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人。

▼所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納めすぎになっている人。

▼給与所得者で、年末調整の際に生命保険料控除などを受け忘れた人。

▼予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人。



※入居年月日が昭和五十八年三月三十一日以前の場合には、住宅取得控除額の計算は若干異なります。

詳しいことは、納税相談日等の際にお聞きください。
なお、税金の還付だけを受け取るための申告をされる方には、簡易な還付申告書用紙を用意してありますので、ご利用ください。

・考えよう税の役割り大切さ (関東信越国税局長賞) 中之島中3年 丸山由美子 ・税金は豊かなくらしの基本です (三条税務署局長賞) 同2年 藤井智明

～昭和60年度中学生の「税に関する標語」入選作から(本村関係者のみ)～

所得税の確定申告はお早めに

2月17日(月) → 3月15日(土)

確定申告をしなければならぬのは、次のような場合です。

□ 事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、昭和六十年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除額を超えるとき。

□ サラリーマンで、給与の年収が一、五〇〇万円を超える場合、二カ所以上から給与を受けている場合など。

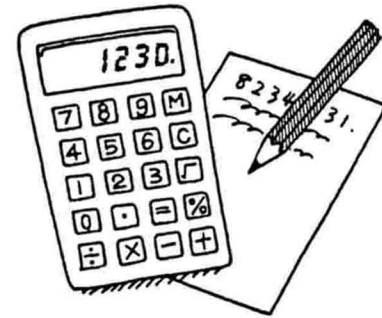
確定申告をしなければならぬのに申告しなかったり、間違った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の一〇%または五% (不正な行為があったような場合には三五%または三〇%) の割合の加算税が課され、さらに延滞税も納めな

確定申告をしなければならぬ場合

昭和六十年分の所得税の確定申告は、もうお済みでしょうか。今年も、二月十七日から所得税および事業税、住民税(村県民税)などの申告の受付が始まりました。申告期限は三月十五日までですが、納税相談日などを利用して、正しい知識で正しく計算され、できるだけ早めに申告を済ませましょう。なお、所得税の確定申告をされた方は、事業税や住民税の申告はしなくてもよいことになっています。

ければならないこととなりますので、正しい申告と納税を行きましょう。

なお、昭和六十年分からは、白色申告者についても新たに記帳制度が設けられましたので、昭和五十八年分が昭和五十九年分の事業所得等の所得金額の合計額が三〇〇万円を超え、記帳しなければならぬ方はもちろんのこと、それ以外の方でも記帳している場合は、その記帳を基に記載した「収支内訳書」を作成のうえ、確定申告書に添付して提出しなければなりません。



確定申告をすれば所得税が戻る場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような控除などに該当する場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

雑損控除

雪おろしに要した費用や、火災、盗難などにより、住宅や家財に損害を受けたときは、一定の算式により計算した金額を、雑損控除として所得金額から差し引くことができます。

医療費控除

あなたやあなたの家族が病気をした

言は全国で八〇〇近くにもはっている。私の所属している日本共産党は、さきの党大会で――①核戦争の阻止・核兵器の緊急廃絶②非核三原則の遵守③日本を核戦場下に導く一切の措置に反対④被爆者への国家補償⑤原水爆禁止世界大会への積極的な連携と国際連帯――の五項目の合意と共同提案を発表し、その立場で思想信条の違いを越えて人類の生存を保障するために取り組んでいる。平和を願う立場であれば、誰もが賛同できる立場として訴えているが、こうした核戦争の阻止、核兵器廃絶の運動に対する村長の見解を得たい。

二、中之島村において「非核平和宣言」を行い、それに基づいて核兵器廃絶に対する住民の理解を高める運動や、平和の尊さを訴える事業を進めるお考えはないか。

三、国家機密法については、現在、国会でも緊迫した状態が続いているが、スパイ防止法案として提案され、マスコミや青年・婦人の方などから大きな反対運動が盛り上がっている。地方議会でも多くの反対決議が行われるなど、国民の地位を奪い、また、生存条件の自由を奪うものとして重大な問題となっている。こうした事態に対し、村長の見解と、できればこれに反対を表明され、村民を含む国民の自由を守るという立場で姿勢を示していただきたい。

〔樋山村長〕核兵器廃絶の問題ですが、一・二についてまとめて申し上げたいと思います。核の平和利用の問題、また、核の廃絶の問題は議会の全ての人々の悲願であり、現代社会に生きる人間として当然考えていかねばならない務めであろうと思っています。

自治と住民の暮らしを守るために反対してきたが、これが、本村の六十一年度予算にどのように反映されるのか見解を得たい。

また、意見になるが、予算編成に当たっては次の点を主張しながら行っていただきたい。

一、福祉や教育あるいは公共事業等の補助金カットを全面的に撤回する立場で、強力な反対運動を展開されたい。その際、重要な立場として軍事費に目を向け、国に対する財政制度への運動を展開されたい。

二、財政対策として地方交付税を引き上げ、地方に大幅な財源移譲を前提とした国および地方の事務事業の配分を要求されたい。

三、村民への行政サービスの切り詰めや手数料の引き上げ等を行うのではなくて、富裕不急といわれる軍事費等の削減の方向を追求していただきたい。

〔樋山村長〕行革大綱が六十一年度予算にどう反映するかという問題ですが、先程ご報告申し上げました答申とそれに基づいて策定された大綱を見比べていただければ、第一次答申と言われている現在の行革推進委員会の結論を、私共がどのように受け止めているかお解りいただけるのではないかと思います。端的に申し上げまして当面できることは何かと申しますと、先程から堀議員がおっしゃっているように、住民サービスの低下をさせないこと、しかも贅肉をとった行政をやって行くにはどうすればよいかを、真剣に討議しながら具体化して行くという現段階であります。従いまして、予算との関連がどうでくるかという問題については、三月定例議会の新年度予算提案の中でいろいろ考えていただきたい

しかし、その取り組み方法となるとそれぞれの人のおかれている状況・立場あるいは見解などは多様であり、しかも、地方行政の中でどう活かすかという問題になると、これもまた、いろいろの見解が起きてくるのではないかと思います。そういう意味では、いま中之島村で非核平和宣言を行う必要性あるいは緊急性については、現段階では考えていないというふうに申し上げます。それはそれぞれの立場で、また、いろいろの方法でなされるべきであろうと思っております。

次に三の国家機密法の問題ですが、堀議員の見解にもございますように言論の自由ということ、民主社会における根本的な原則に基づきおかれております。従って、これを守るといことは非常に大切なことであり、国民の責任であろうと思っております。しかし、単純に教条的に言論の自由がまかり通るかということになる、例えば言論の自由とプライバシーの問題のように、やはり問題もあることから、他の原則との関連の中で言論の自由がどのようにして守られなければならないかということも考えていかなければならないかと思っております。今日の新聞などを見ますと、一応政府は国会の提案も撤回するような段階でありますし、また、そのこと自体に対する我々の理解する方法もまだ十分でないので、そのことに対するコメントは避けたいと思っております。

〔樋山村長〕核兵器廃絶の問題ですが、一・二についてまとめて申し上げたいと思います。核の平和利用の問題、また、核の廃絶の問題は議会の全ての人々の悲願であり、現代社会に生きる人間として当然考えていかねばならない務めであろうと思っています。

〔堀 一郎議員〕

〔堀 一郎議員〕

保育所の整備計画について



近代的設備で昨年完成した中之島保育所

▼上通保育所の建設計画はどうなっているか――藤前村政からの引き継ぎあるいは関連の問題としてお聞きするが、この問題は藤前村長が、地区住民の公民分館建設の陳情や学校関係の議会での質問に対して、次は上通保育所の建設だと繰り返し言明されてきた問題である。既に中之島保育所も一六〇名の定員で建設され一カ年が経ようとしているが、その言明にもかかわらずいまだ建設計画が示されていない。地元としても用地の問題をはじめその対応についていろいろ話もでていますが、樋山村長は最初の議会で藤前村政を評価し、これを引き継ぐと表明されたが、具体的な計画あるいは見解を示していただきたい。

議会報告

十二月定例村議会 一般質問から

十二月定例会の本会議が十二月二十日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が一議員より行われたので、その要旨をお知らせします。



堀 一郎議員

地方行革大綱は 来年度予算に どう反映されるか

▼ただいま、第一次答申に基づいて策定された村行政改革大綱が議会に報告されたが、この大綱はさきに国の行革審の方針を受けた自治省の通達等の指示に基づいて策定されたものである。

私は、この大綱の策定に当たっての行革推進本部や行革推進委員会の設置については、当初から地方



▶行政改革推進委員会議の様子

▶行政改革推進本部会議の様子

また、行革の問題についていろいろ見解がありましたが、私共は村独自の立場の中で、もちろん、これは国の議会制民主主義に基づく正当な審議の結果から生まれてきている法令等に測りながら、私共の具体的立場を十分考えて住民サービスやその他の点に落ちないようにして行きたいと思っております。

核兵器廃絶と 国家機密法について

▼一、核戦争には敗者も勝者もないと言われるように、これが人類の滅亡につながるものとして多くの人の認識が進んでいる。核戦争を阻止し、核兵器廃絶の運動は大きな世論となって、自治体での非核宣

なければなりませんし、その整備につきましても中之島村の保育を要する幼児の状況を見ながら、計画を立てていかなければならないと考えております。上通地区の就学前の幼児の現状などを見ますと、今のところ横這い若しくは僅かに増えているという状況ですし、現在の中之島村の保育所の設置状況や収容児の状況などを考慮した場合、いまずぐにこれを造り替えなければならぬ必要性は、一年とか二年とかという段階ではないと思えます。こうした状況を踏まえながら、今後整備計画を立てたいと思っております。

集落外の 下水道整備について

▼集落を外れた下水道の整備については、すでに六月定例議会で西沢議員が一般質問をされたが、先般開催された農村総合整備モデル事業の協議会でも、事業採択されている中野西部地区の農業用集落排水路工事を、その実施計画の大幅な遅れから村単事業に切り替えることとし、この議会に提案されているところです。

こうした問題は、単に中野西部地区だけの問題でなく、集落内の下水道整備が進むにつれて集落を外れた部分への下水道整備が緊急な課題となってきたことから、今後は他の地区においても同様な事態が考えられ、関係者の関心も一層高まってきていると思う。

村として、補助事業なりあるいは村単事業なりの形で、これを推進していただきたいが、村長はどの

ように対処されるおつもりか、見解を得たい。

〔樋山村長〕集落外下水道整備の問題ですが、六月定例議会で西沢議員の一般質問に対し、斎藤前村長が答弁された会議録を検討させていただきました。その答弁の趣旨は、『集落外の下水道整備についても十分考えているが、農地との絡みもあるので主管理である中之島村土地改良区と十分協議していきたい。その取り組み時期については、集落内下水道整備事業、いわゆる六・四事業の進捗状況から考えて、一応ある程度目処がつくであろう六十一年度あたりと考えている』というようなことであつたと思えますが、この考え方は踏襲していかなければならないと思っております。従いましてお答えとしては、現在、この方向に向って検討中であるというのがお答えになるかと思えます。

ここで誤解のないようお願いしたいことは、農地との関連で土地改良区に現在も生活排水の問題等で、補助金を出して維持管理をお願いしている現状であります。この基本的な姿勢は堅持していきたいと思っております。要は、補助事業という形の中で考えた場合、膨大な面積を有する村の現況では、これを実施するとなると大きな財政的な問題もあり、何んでもかんでも提出さえすれば補助できるかと言えば、それは不可能な問題でありますし、土地改良区とも十分協議しながら、各集落下水道をある程度集落単位に絞っていく形で、全体的な計画とにらみ合せて考えていかなければなりません。更に六・四事業の継続というように理解されて、六割補助をすぐお考えになるということは早計で、非常に膨大な

第一回村議会(臨時会)

除雪費用などに 一千百万円を追加

昭和六十一年の第一回村議会(臨時会)が一月三十一日開催され、条例改正や補正予算など村長提出議案五議案が原案どおり可決されました。

■中之島村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、中之島村特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について——去る一月二十七日、中之島村特別職報酬等審議会(浅野席次会長・構成員十二名)が、議員報酬と常勤特別職三役の給与について、平均七・九二%の引き上げを今年一月一日から適用するよう、樋山村長に答申されたことに伴い、それぞれの条例の係属部分を一部改正して実施するものです。改定額等は、次のとおりです。

職名	報酬	改定前	改定後
議長	一五二、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円	
副議長	一一三、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	
議員	一一一、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円	
村長	五〇四、〇〇〇円	五四四、〇〇〇円	
助役	三九六、〇〇〇円	四二八、〇〇〇円	
収入役	三七四、〇〇〇円	四〇四、〇〇〇円	

■中之島村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について——前記の改

第2回村議会(臨時会)

助役・収入役決まる 助役に 中島權之助氏 収入役に 浅野 謙藏氏

2月5日、昭和61年の第2回村議会(臨時会)が開催され、先に任期満了に伴って辞職された大竹良多前助役と中島武前収入役の後任人事について審議が行われた結果、助役に中島權之助氏、収入役に浅野謙藏氏をそれぞれ選任することが同意されました。(就任は2月6日付)



中島助役



浅野収入役

〔助役〕 中島權之助

(65歳・島田)

○略歴……村議3期、産業常任委員長、中通公民分館長、中之島村地域農政推進対策協議会長、村史編集委員及び編さん委員、中之島村中学校整備計画審議会委員〔収入役〕 浅野 謙藏 (60歳・中之島第7)

○略歴……役場吏員(民生課長、住民福祉課長、教育委員会事務局長、企画課長を歴任)

なお、浅野収入役の就任に伴い、空席となりました企画課長には、野上税務課長がなり、併せて税務課長を兼務することになりました。

また、大竹良多前助役、中島武前収入役におかれましては、お二人とも昭和49年1月の就任以来、12年間にわたって村勢発展のためにご尽力ください、大変ご苦勞様でした。今後も、村の発展のためにご協力をお願いいたします。

あなたも村議会を 傍聴しませんか?

村議会を傍聴するには、「傍聴券」の交付を受けなければなりません。傍聴を希望される人や詳しいことについては、議会事務局(☎六六一二〇〇二・内線三二二)におたずねください。



財政負担の問題がありますので、この補助金をどのような形にしてどのような制度でやるかについては、農地との絡みもあり、また、県単事業の絡みもありますので、今後十分検討のうえ、何とか六十一年度あたりから少しづつ手をつけられるようにしたいと思っております。

・中之島品之木線工事請負費(臨交事業) 五百五十万六千円

▼消 防 費

・日本消防協会表彰旗樹立式典等関係費 百九十八万五千円

▼教 育 費

・教育長給料等関係費二百七十八万九千円の減額

◎議員報酬・常勤特別職三役の給料等改定分 百十九万三千円

■昭和六十年度中之島村国民健康保険特別会計補正予算について——補正額は、一時借入れ金利息として八十六万八千円を追加し、総額五億六千二百四十八万三千円としました。

・除雪等委託料 一千万円

・杉之森真弓線工事請負費(臨交事業) 百三十八万七千円の減額

・村付居屋敷線工事請負費(臨交事業) 二百八十七万三千円の減額

定に伴い、教育長の給与(月額)も現行の三十九万九千円から三十四万四千円に引き上げられ、一月一日から適用されるものです。

■昭和六十年度中之島村一般会計補正予算について——補正額は一千五百五十五万五千円を追加し、総額二十三億七千九百五十九万八千円としました。主な補正内容は、次のとおりです。

長年の事業等実績に全国表彰

中之島村商工会青年部

村内商工業者の後継者で組織している中之島村商工会青年部（本名浩利部長・部員四十六名）が、長年にわたる活動等実績を認められ、このほど、全国商工会連合会長から表彰されました。同青年部は、昭和三十九年八月に発足して以来、組織の強化及び地域の活性化等をめざして、各種事業を実施していますが、その中でも特に力を入れている事業——・村長を招いての「村政を聞く会」・親子名入りの電話帳作

成および村内全世帯に無償配布、中之島の将来を考える」の作文募集・通学路標識板等の作成や村内一七〇余箇所のカーブミラーの清掃等奉仕活動・中之島地区に街路灯建設を実現（昭和五十六年八月）させることにも、その街路灯に毎年造花を飾っている・村民の体力増進と史跡等の再認識を図り、併せて空缶回収も実施している「ふるさとを歩こう」の開催——の活動内容等が他の模範と



▲表彰状と盾を披露される
本名商工会青年部長

献血五〇回 高山敏和さんに金倉有功章



五〇回にわたり献血に協力された大沼新田の高山敏和さん（三十八歳）に、このほど日本赤十字社から「金倉有功章」が贈られました。二十歳の時、妹の出産で、

後も続けたと思います」と、受賞の感想を話される高山さん——現在、村血液対策推進協議会委員としても活躍されている人の受賞でした。
* * *
献血も、皆さんの温かいご理解・ご協力により、年々増えてはいるのですが、まだまだ血液は不足しています——「あなたに頼るしかない献血」に、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

シートベルト 車社会の 身だしなみ

シートベルト100%着用運動実施中
2月1日(土)→3月31日(月)

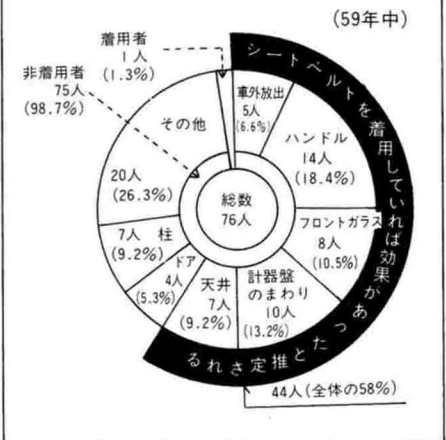
シートベルトの着用は、交通事故発生時における運転者および同乗者の被害軽減を図るとともに、運転者等の心身を締め縮める効果があることから、新潟県では、昭和五十九年四月から三カ年間に「シートベルト・ヘルメット着用推進県民総ぐるみ運動」期間と定め、また、昨年九月には道路交通法の一部改正により、すべての道路でドライバークラスシートベルトの着用が義務付けられるなど、その着用の促進を図っています。最近、シートベルトの着用率が低下傾向にあります。そこで、県民にシートベルト着用に対する意識を喚起し、一層の着用率の向上を図り、交通事故の被害を軽減化することを目的とした「シートベルト一〇〇%着用運動」を、ただいま実施



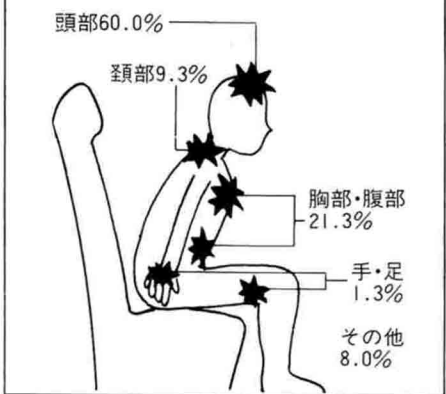
中です。
シートベルトは車を運転するときの「命綱」——シートベルトの着用は、いまや運転操作のひとつなのだということを、ぜひ肝に銘じて徹底しましょう。
◎運動の重点
一、事業所、地域における一〇〇%着用運動の推進
二、街頭における着用指導の徹底
三、着用広報活動の推進

シートベルトの効果

シートベルトを着用していれば死亡しなかったと推定される死者



シートベルトをしていないと... 衝突時にここがやられる!



※59年中の県内死者分析

人権擁護委員に
星野禎之助さん
昨年九月の定例村議会で、人権擁護委員として推薦された星野禎之助さん（中之島第六・六十六歳）が、去る一月十五日付けをもって法務大臣から委嘱されましたので、皆さんにお知らせいたします。
いじめや私的制裁、生活権の侵害など人権の問題でお困りの方は、お気軽に星野さんの自宅へ相談にお出かけください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。



星野禎之助さん

《村内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	1月中	累計	1月中	累計	1月中	累計
61	1	1	0	0	1	1
60	1	1	0	0	2	2
比較増減	±0	±0	±0	±0	-1	-1

死亡事故0 連続178日(％現在)



中村一衛氏再任 渡辺昭平氏再任 本間末司氏



本間副団長 渡辺副団長 中村消防団長

任期満了に伴う中之島村消防団長に、二月一日付、中村一衛氏（中条宮村・五十六歳）が再任されました。また、同副団長に渡辺昭平氏（福原・五十三歳）と本間末司氏（中之島第一・五十六歳）の二名も、同日付で再任されました。
なお、任期は団長・副団長とも三カ年です。

年金 コーナー

厚生年金保険の改正

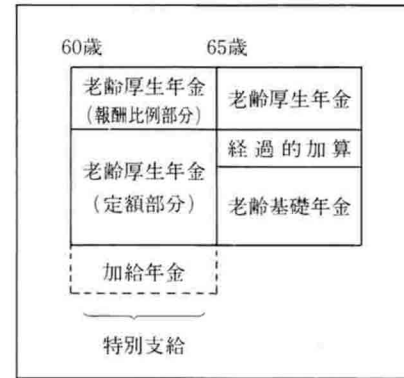
この四月から、公的年金制度が変わります。今回の改正では、現行の国民年金が国民共通の基礎年金を支給する制度に発展するとともに、厚生年金保険は、原則として報酬比例の年金を支給する基礎年金の上乗せの制度として位置づけられ、全体として、いわゆる二階建ての年金制度に再編成されました。

改正される国民年金制度や給付内容等については、本紙十月・十一月号で紹介しましたので、今回は厚生年金保険の給付内容等について紹介します。

老齢厚生年金

▼支給要件

老齢厚生年金は、厚生年金の被保険者期間（保険料を支払った期間）のある人が老齢基礎年金を受けられるよう



になったとき、つまり六十五歳になったとき、図のように老齢基礎年金の上乗せとして支給されます。

しかし、今までの厚生年金は、六十歳から年金が支給されてきましたので、これでは支給開始年齢が引き上げられることになってしまいます。そこで六十歳から六十四歳までの間に老齢厚生年金の特別支給という制度を設けました（図参照）。ただし、この支給を受けるには、原則として退職していることが必要です。また、在職中でも、所得が一定額未満の方には減額支給があります。

なお、女性は五十五歳から支給されていましたが、今後は、施行日における年齢に応じて、六十歳に段階的に引

き上げられます。

▼年金額

①特別支給の老齢厚生年金
特別支給の老齢厚生年金額は、次の定額部分の額と報酬比例部分の額を合算した額に、加給年金額を加算した額です。

- 定額部分の額Ⅰ一、二五〇円×加入月数（四二〇カ月を限度）
 - 報酬比例部分の額Ⅱ平均月収×〇・〇七五×加入月数
- なお、定額単価（一、二五〇円）および乗率（〇・〇七五）は、施行日における年齢に応じて、二、四〇〇円から一、二五〇円に、〇・〇一から〇・〇七五に減減する経過措置が設けられています。

②老齢厚生年金
老齢厚生年金の年金額の計算は、次のとおりです。

- 平均月収×〇・〇七五×加入月数
- なお、乗率については、①と同様の経過措置が設けられています。
- また、六十五歳からの老齢厚生年金には、経過的加算措置があります。この計算方法は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額から、老齢基礎年金の額（ただし、厚生年金の加入期間にかかる額に限る）を引き算します。その差額が経過的加算として支給されます。

▼加給年金額

厚生年金保険に二十年以上加入した方で、その人の収入によって生計を維持している配偶者や十八歳未満の子（その子が障害者であれば二十歳未満）がいれば、下表の金額が加算されます。

配偶者加給は、妻が六十五歳になり老齢基礎年金が支給されると打ち切られます。なお、配偶者加給には、妻が六十五歳になる前後で老夫婦の受け取る年金額に大きな差が生じないように、妻の生年月日に応じて特別加算がつけられます。

(年額)	
配偶者	18万円
2人までの子	各18万円
3人目以降の子	6万円



遺族厚生年金

▼支給要件

次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その遺族に支払われます。

(i)厚生年金保険に加入している人（加入期間中に初診日のある病気またはけがにより初診日から五年以内に死亡した場合を含む）であって保険料納付期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある場合。

(ii)一級、二級の障害厚生年金の受給者。

(iii)老齢基礎年金の資格期間を満たしている人、が死亡した場合。

なお、ここでいう遺族とは、遺族基礎年金の支給の対象となる遺族（子のある妻、子）のほか、子のない妻、五十五歳以上の夫・父母、十八歳未満の孫、五十五歳以上の祖父母です。ただし、夫、父母、祖父母は六十歳から支給されます。

▼年金額

年金額は、次のように計算されます。

- 平均月収×〇・〇七五×加入月数（三〇〇月に満たないときは三〇〇月）×〇・七五

なお、老齢基礎年金の資格を満たしている者の死亡の場合は、加入期間を

障害厚生年金の年金額の計算方法

- 1級……平均月収×0.0075×加入月数×1.25
 - 2級……平均月収×0.0075×加入月数
 - 3級……(2級と同じ。ただし最低保障額45万円)
 - 障害手当金(一時金)……平均月収×0.0075×加入月数×2(最低保障額90万円)
- (注1)加入月数が300月に満たないときは300月とする。
- (注2)1級、2級は障害基礎年金の上乗せとなり、配偶者に係る加給年金額が、配偶者が65歳に達するまでの間、加算されます。



たはげがによって医者にかかり、一定の障害状態になった人に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間が、加入期間の三分の二以上あることが必要です。

▼年金額
年金額は、次の表により計算して得た額です。

【参考】基礎年金の額

新しい国民年金が支給する基礎年金は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の3種類で、それらの年金額は次のとおりです。

- 老齢基礎年金……60万円(月額5万円)
- この額は、20歳から60歳までの40年間すべて保険料を納付した額です。(昭和16年4月1日以前に生まれた人は、その者の生年月日に応じて保険料の納付期間が短縮されます)
- 大正15年4月1日以前に生まれた人、およびすでに老齢年金や老齢福祉年金をもらっている人は、改正後も、現在の制度が引き続き適用されます。

- 障害基礎年金……〇1級75万円〇2級60万円
- 子がある場合は上記の金額に、2人目までは1人につき18万円、3人目からは6万円が、それぞれ加算されます。
- 従来の障害福祉年金は、改正後は障害基礎年金に1本化されます。

- 遺族基礎年金
- (1)子のある妻に支給……妻の分として60万円に、子が2人目までは1人につき18万円、3人目からは6万円が、それぞれ加算されて支給されます。
- (2)子に支給……1人のときは60万円とし、2人のときは18万円を、3人以上のときは1人増すごとに6万円を加算し、その合計額を子の数で割った額がそれぞれの子に支給されます。



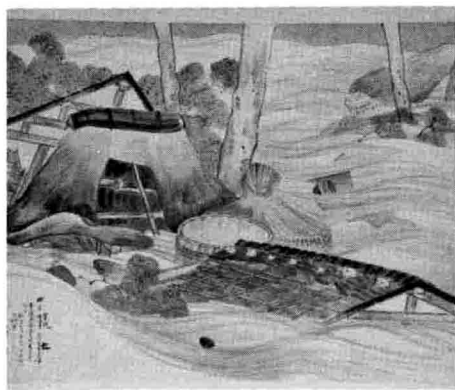
三〇〇月とみなす措置の適用はなく、また、施行日に四十歳以上の者の死亡の場合の乗率は、〇・〇七五でなくその者の生年月日に応じた乗率が適用されます。

このほか、夫が死亡した時に三十五歳以上の妻で子がない場合（夫の死亡当時に十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になったときに三十五歳以上になっていない妻も含む）は、四十歳

から六十五歳に達するまでの間、四十五万円が加算されます。

改正法の施行日（昭和六十一年四月一日）までに、厚生年金保険の老齢年金、障害年金、遺族年金を受けている人については、原則として従来の取り扱いが適用され、改正法は適用されません。したがって、現在受けている年金が改正後も、引き続きそのまま受けられます。

文中に掲げた額（左の基礎年金の額も含む）は、昭和五十九年価格による表示で、今年四月に新年金制度がスタートするときは、昭和六十年末までの物価上昇率に応じて改定されます。



横田切れ惨状のひとコマ

水に恵まれた蒲原地帯は、その反面、毎年のように水害に悩まされるということも必須であった。記録に残されている水禍も数多くある。悲惨な水禍のうちでも、宝暦七年(一七五七)に起きた信濃川大洪水は、「横田切れ口説き」として言い伝えられている。今回は、中条風土誌の中から、横田切れ口説きの一節を抜き書きし、さらに、水害による飢えをこの時代の人々が、どのように凌いでいたかが述べられている箇所を紹介しよう。

時は宝暦丁の丑よ、頃は五月の大水騒ぎ。見るも恐し語るも笑止。卯月末より皐月にかけて十日余りは日の目も見せず。山は黒雲やはてをあげて(中略)、天の憎みか仏の罰か、ここをつくづく思うてみれば、別けて近所の蒲原郡。町も在郷も奢りが過ぎる。役を支配の役人衆は、虎の威を借り権威をふりて、身分忘れて世間を張れば、何処へ出るにも紗綾縮緬に、馬の駕籠のと過分の仕方(後略)——

『川辺乃里物語・中条風土誌』(三)

村史編さんこぼれ話(その二十一)

二人目の子どもがわくわく 児童手当が支給されるおとも

6月1日から

現在、三人目以降の児童を養育している人に支給されている児童手当が、六月一日から義務教育就学前児童を含む二人以上の児童を養育している人に支給される制度に変わります。なお、今まで支給されていた人が急にもらえなくなることはないよう、段階的に支給対象が変わり、昭和六十三年四月から制度が完成されます。

- ・第二子分は、昭和六十一年六月一日現在で満二歳未満
- ・第三子以降分は、義務教育終了前(昭和六十三年三月三十一日)から昭和六十三年四月一日までの間
- ・第二子分は、昭和六十三年四月一日現在で満四歳未満
- ・第三子以降分は、昭和六十三年四月一日現在で満九歳未満

◎昭和六十三年四月一日からは、第二子以降義務教育就学前の児童が対象になります。

※児童については、自分の子どもである必要はありません。その子を養育していれば、支給要件を満たすことになります。ただし、前年の収入が一定額以上の方は、児童手当は受けられません。

- 【支給額】
- ・第二子………月額二、五〇〇円
 - ・第三子以降………月額五、〇〇〇円

児童手当振込通知

児童手当受給の皆さん、二月十五日にあなたの指定された預金口座に、児童手当を振り込みましたのでご確認ください。

レントゲン検診が実施されます

結核定期健康診断(レントゲン検診)は、結核予防法により市町村長の実施する定期健康診断のほかに、保健所長の実施する健康診断を受診しなければなりません。次の日程で健康診断が実施されますので、対象者は受診してください。

- ◆実施期日/3月5日(休)
- ◆実施時間/午後1時~午後2時30分
- ◆会場/中之島村役場前
- 【対象者】
- 1. 保母、保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士
- 2. あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
- 3. 患者家族(レントゲン検診の対象者)
- 【今回除外の者】
- 1. 3ヵ月以内に保健所または医療機関で受診した者
- 2. 妊娠中または妊娠したと思われる者

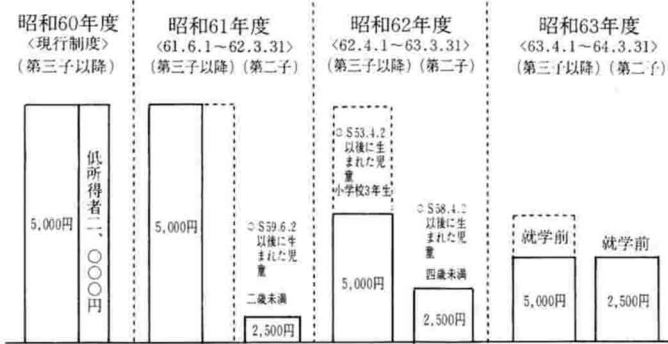
機械設備の投資を計画されている 中小企業の皆さんへ

【新潟県中小企業振興公社では、中小企業の皆さんが必要とする新鋭機械設備を、長期、低利の割賦販売方式で譲渡する『設備貸与制度』の受付を、今年も3月1日から開始します。

設備価格	20万円以上5,000万円まで	
利率	年5%	年5.5%
返済期間	4年半または6年半	7年

※上記内容は、企業規模・申込設備等により、それぞれ異なります。
□申込期限/申し込み額が事業予算額に達するまで。
◇詳細につきましては、産業課商工係または直接公社(新潟市新光町15番地 2・☎0252-85-0025)へお問い合わせください。

制度改正の段階実施(移行措置)



建築物を災害から守ること それは、わたしたちの生命を守ること

三月七日から十三日は建築物防災週間です



人口の動き

1月31日現在 ()は前月比

人口	11,750人(+8)
男	5,749人(+3)
女	6,001人(+5)
世帯数	2,408戸(+4)

大竹邸記念館開館日

- 第1・第3金曜日、第2日曜日
- 午前10時~午後3時

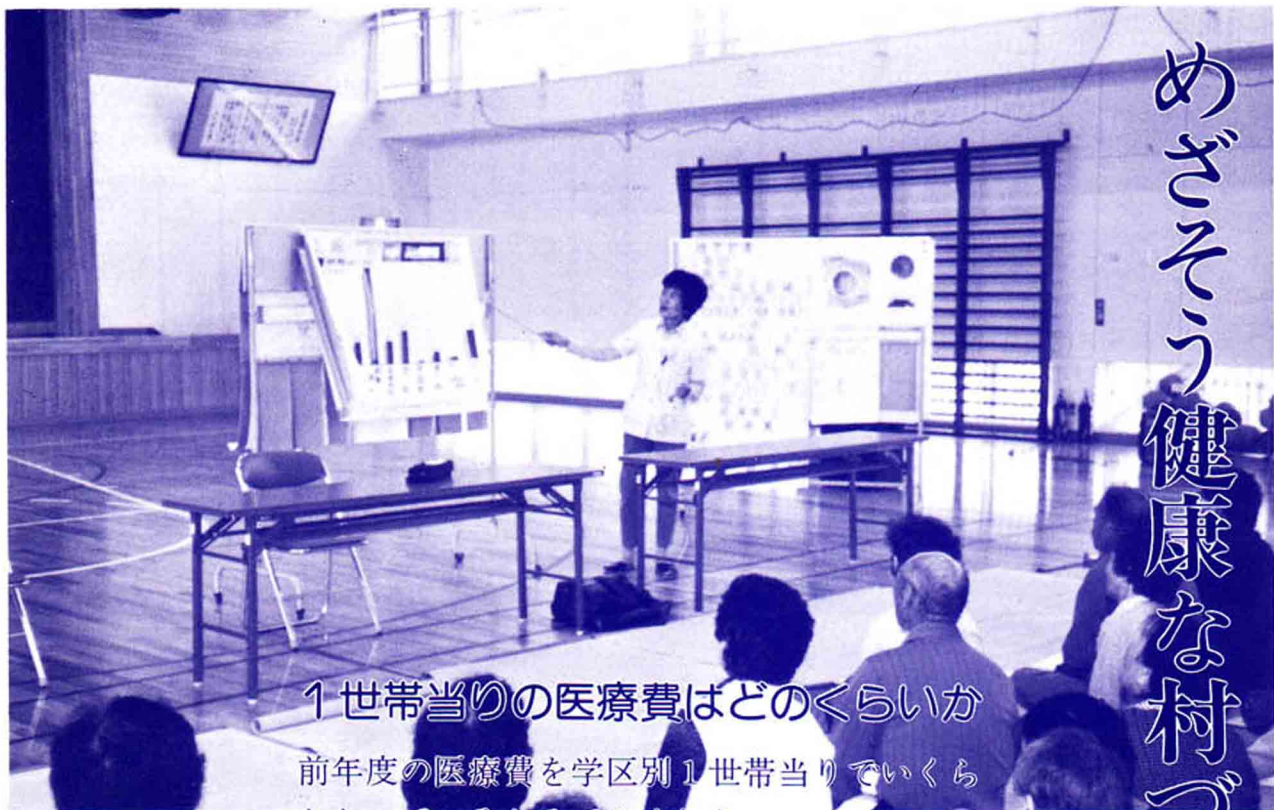
民俗資料館開館日

- 毎月5日・15日・25日
- 午前9時~午後4時

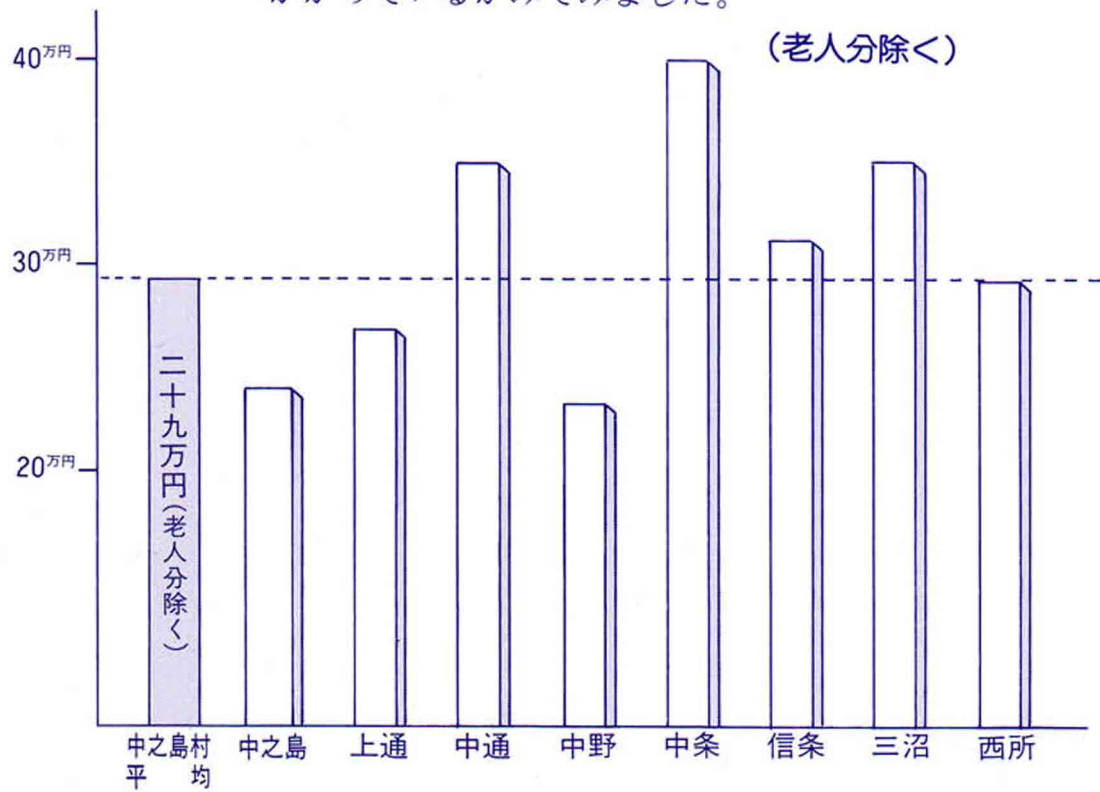
報 告

なかのしま 国保だより

めざそう健康な村づくり



1世帯当りの医療費はどのくらいか
前年度の医療費を学区別1世帯当りでいくら
かかっているかみてみました。



おとしよりの皆さんにお願いします

こんなときは、届出を……

- ◆ 加入している保険が変わったとき！
お子さんの被扶養者になっていて、そのお子さんが会社が変わると、手続きが必要ですが。
- ◆ 他市町村へ転出するとき
- ◆ 他市町村から転入してきたとき
- ◆ 死亡したとき
- ◆ 村内で住所変更があったとき
- ◆ 交通事故に遭ってお医者さんにかかったとき

※届出は保健衛生課へ、なお手続きには健康手帳「医療受給者証」と保険証及び印鑑が必要です。
※お医者さんにかかっているときは、お医者さんへも必ず届けてください。

手続きをおこなると、全額自己負担となることがありますので、ご注意ください！

お医者さんにかかるときは……

◆ お医者さんの窓口には、保険証・老人医療受給者証を必ず提出してください。



みなさんが、七十歳以上(ねたきりのおとしよりは六十五歳以上)になりますと、お医者さんにかかるときは「老人保健制度」によって診てもらうこととなります。

医療機関の窓口には、いままですり保険証を提出しますが、そのうえに老人保健法による健康手帳、医療受給者証が必要です。また、そのときには外来の場合一カ月四〇〇円、入院の場合一日三〇〇円を二カ月を限度として負担していただきます。

老人保健は70歳誕生月の翌月からです

老人医療受給者証をもらうと、すぐ使う方がいますが、

老人保健による医療は、七十歳の誕生日の月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

つまり誕生日が二月十日であれば三月一日から開始され、二月一日であれば二月一日から開始されるということです。

※該当者には、七十歳誕生月になると、お知らせをいたします。
※申請は保健衛生課へ
保険証・印かんを忘れずに

ハシロ受診はやめましょう

一カ月四〇〇円だからといって、お医者さんをしてんと変えたり、のまない薬をたくさんもらったりするのはやめましょう。そのつけは、みなさんが納める保険税にはねかえってきません。

お医者さんを信頼し
正しい治療を受けましょう

国保が守る みんなの健康

ちよつとした
心がけてがんを
予防できます

がんも老化を土台とした成人病のひとつといわれています。しかし、脳卒中、心臓病、糖尿病などの他の成人病と異なる点がいくつかあります。

そのひとつは、他の成人病が十年、二十年と比較的徐々にやってくるのに対して、がんはやや「交通事故」に近く、いつやってくるかわからないことです。

二つめは、がんは勝負が早いということ。早期に発見して治療をすれば、ほぼ確実に治せますが、手遅れになるとまず死亡します。

三つめは、他の成人病ほど、原因がはっきりしていないことです。いろいろな研究がなされておき、成果も徐々にあがってきていますが、まだ正確にはわかっていないというのが実情です。

がん防止12か条

第1か条★偏食しないでバランスのとれた栄養をとる(健康の基本。がんを寄せつけないからだをつくる)

第2か条★同じ食品を繰り返して食べない(同じものを長い期間食べ続ける、がんに当たる確率が高くなる)

第3か条★食べ過ぎを避ける(わが国で胃がんが多いのは、ごはんをいっぱい食べて胃に負担をかけるからだといわれている)

第4か条★深酒はしない(度をこすと、肝臓がんや膵臓がん、直腸がんなどにかかりやすい)

第5か条★喫煙を少なくする(喫煙家は、喉頭がん20倍、肺がん5倍、口腔がん5倍もかかりやすいといわれている)

第6か条★適量のビタミンA・C・Eと繊維質のものを多くとる

第7か条★塩辛いものを多量に食べない、あまり熱いものをとらない(粘膜をただれさせてがんを招きやすくなるといわれている)

第8か条★ひどく焦げた部分は食べない(魚の焼けこげから発がん物質)

第9か条★かびの生えたものは食べない(パンやピーナッツ、おもちなどのかびにご用心)

第10か条★過度に日光に当たらない(紫外線を長時間浴びると細胞が突然変異を起こしてがんになりやすくなる)

第11か条★過労を避ける(からだに疲労が蓄積されるとがんが住みつきやすくなる)

第12か条★からだを清潔に保つ(とくに性器は不潔にしておくと、がんにかかりやすいといわれている)

原因のはっきりしたものは生活から遠ざける

さて、そんなやっかいながんに対して、私たちは何をすればいいのでしょうか。まず第一は、毎年、定期的に健康診断を受け、早期発見に努めることです。現在のところ、これが最大の予防法です。

次に、現在までのがんの研究で、はっきり原因となるとわかっているもの、また、その疑いがあるものを、生活から遠ざけることです。

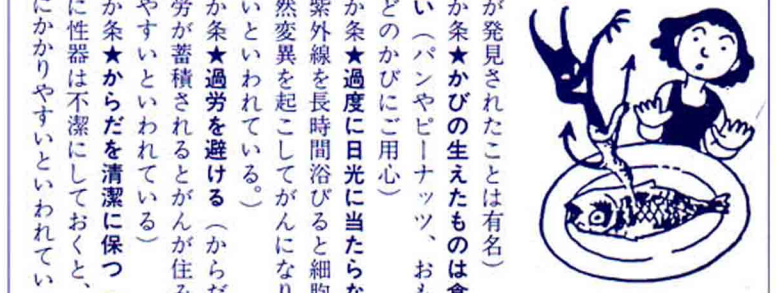
質が発見されたことは有名)

第9か条★かびの生えたものは食べない(パンやピーナッツ、おもちなどのかびにご用心)

第10か条★過度に日光に当たらない(紫外線を長時間浴びると細胞が突然変異を起こしてがんになりやすくなる)

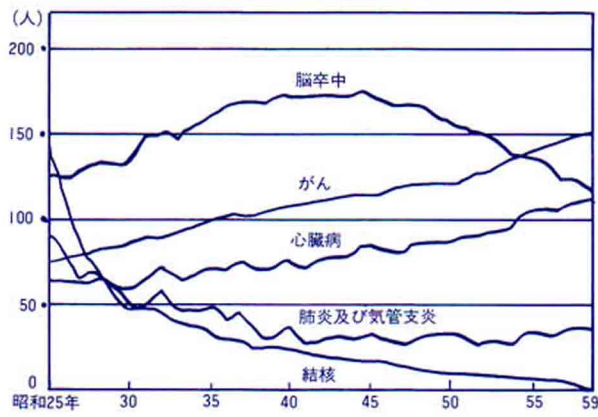
第11か条★過労を避ける(からだに疲労が蓄積されるとがんが住みつきやすくなる)

第12か条★からだを清潔に保つ(とくに性器は不潔にしておくと、がんにかかりやすいといわれている)



早期発見 早期治療 毎年1回定期検診を

主要死因別死亡率の推移
がんは死亡原因のトップ



今日からさつそく
生活改善を

ガン予防のための十二か条は、とりたてて特別なことではありません。日常生活のなかで、少しでも気を付ければ、だれにでもできる簡単なことです。今まで無頓着だった日ごろの生活態度を、これを機会に総点検してみてください。少しでもがんの原因になるようなことを遠ざけて、明るい健康な生活を送りたいものです。

- 卒業して就職等される方
必ず学保険証を返して、国保をぬける手続きをしてください。
- 手続きをされないと、国保の保険料は、今どおり課税されますので、ご注意ください。
- 手続きに必要なもの
会社の保険証・国保の保険証・印かん。
- 学保険証を受けている方は毎年四月になったら在学証明書を保険衛生課まで提出をお願いします。

保険証は大切に

学保険証とは
今年子どもが遠くの大学に入学することになったのですが、保険証はどうしたらよいでしょうか。

答 大学や専門学校で勉強するため他市町村に住むというような場合、学保険証の交付を受けることができます。

申請される方は在学証明書をもらってきてください。

申請に必要なもの
在学証明書・保険証・印かん



保険税は
安心料でもあります。

保険税は高いとお考えでしょうか。それとも安いとお考えでしょうか。それも万一、病気になったとしても、そのために生活が立ちゆかなくなるという心配なしに、毎日を過ごしてゆけます。

そういう毎日の安心感を与えてくれるのが国保の制度です。

その意味では、保険料は安心料でもあるわけですから、
保険料は納期内に納めましょう

あなたの医療費をお知らせします

- ◎老人医療費通知を2月上旬に
 - 6月・7月・8月診療分
 - ◎国保一般分医療費通知を3月上旬に
 - 9月・10月・11月診療分
- これは、皆さんから自分の医療費を知っていただき、日ごろの健康管理に御理解をいただくため行うものです。
医療費は大切に使いましょう

村民あげて暴力を追放しましょう！

村内における暴力を追放するため、十二月定例村議会の席上、議員提案による「暴力追放宣言決議」が可決されました。

この宣言決議文を、村民のみなさんからも十分認識していただき、暴力のない平和で明るい社会を、みんなで築きましょう。

暴力追放宣言決議

暴力を追放し、平和で明るい社会を築くことは、村民の強い願いである。

およそ暴力とは、その原因、理由のいかんを問わず、平和と民主々義を破壊する最大の敵である。

このような暴力を容認すれば、明るく住みよい村づくりは不可能となり、善良な村民の自由と人権がそこなわれ、さらに中之島村の対外的信用も失墜する。

中之島村議会は、ここに決意を新たにして、明るく住みよい村づくりに寄与するため村民総ぐるみで全力をあげ、良識と勇気をもって一切の暴力を追放することを宣言する。

以上決議する。

昭和六十年十二月二十四日

中之島村議会

(家庭内の見やすい場所にお貼りください)